

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：阿武町指定棚田地域振興協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

木与の棚田

範囲については、別添1のとおり。

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### （1）棚田等の保全

##### ○担い手の確保

令和6年までに、木与の棚田の保全活動（法面あぜ焼き、農地・道路・水路清掃活動）に取り組む人数を20人以上確保する。

#### （2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

##### ○農産物の供給の促進

令和6年までに、棚田米を新たな地域ブランド米として販売するための体制整備を行い、販売数量を年間24t（400俵）以上とする。

販路についても、道の駅での直売及び、通信販売やインターネット等を活用したネット販売を実施する。

#### （3）棚田を核とした棚田地域の振興

##### ○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

令和3年中に滞在型交流拠点として「道の駅阿武町」に隣接して設置される「キャンプフィールド・ビジターセンター」での町内アクティビティの一つのメニューとして、「木与の棚田での農村交流体験イベント」を開催することで、関係人口の創出・拡大を図る。

また、ICT等を活用したリモートでの農業疑似体験、町内小学校児童・PTA・子ども会等を対象とした農業体験学習など、「棚田における農業体験」ができる体制を整備し、令和6年度までに、年間20人以上の参加者を確保する。

さらに、棚田付近に新たにトイレを設置し、参加者の受入体制を整備する。

### 3 計画期間

認定の月～令和7年3月

### 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

#### (1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

##### ① 棚田等の保全

○法面あぜ焼き

○農地・道路・水路清掃活動

農家のほとんどが兼業農家であり高齢化が進む中で、水路、道路の維持管理責任者を置き、地区農家が協力して、木与の棚田の維持管理作業を実施する。

##### ② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○農産物の供給の促進

棚田米を地域ブランド米として販売を行い、棚田米の供給促進するための多様な販路を検討する。

##### ③ 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

棚田の付近に仮設トイレの整備を行い、農村交流体験イベント等を通して、関係人口の創出と拡大を図る。

#### (2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

阿武町指定棚田地域振興協議会は、木与自治会、(農)木与なぎさファーム、木与中山間集落協定、木与地区農地水保全会、J A山口県、(株)あぶクリエーション、阿武町教育委員会、阿武町で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項